令和８年（フ）第３１８号
長崎県長崎市現川町2057番地　林田アパートＡ－１
債務者　川口　哲也
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　悠人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年２月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１９号
長崎県長崎市現川町2057番地　林田アパートＡ－１
債務者　川口　民伎
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　悠人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年２月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７８４号
埼玉県所沢市東所沢２丁目10番地の５　フロンティアハイツＢ－103
債務者　工藤　恭子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８３１号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷368番地２　ダイカンプラザシティー201号
債務者　金谷　英二
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８４９号
埼玉県川越市大字今福732番地15
債務者　小野　早優
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２２５号
山形市瀬波２丁目９番27号　コンシェールセナミＡ　101号
債務者　結城みどり
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４号
岩手県宮古市西町一丁目５番１号　マンションササキ104号室
債務者　藤原　琢磨
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第２０６６号
愛知県清須市桃栄１丁目21番地　ライタス101
債務者　加藤　亜人
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２５３号
愛知県あま市本郷郷中16番地１
債務者　川本祐梨子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２６２号
名古屋市南区松城町１丁目24番地　スペースイン笠寺203号
債務者　中川　直久
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２８１号
名古屋市中川区上脇町２丁目53番地　フェニーコート202号、従前の住所名古屋市中村区乾出町３丁目16番地　レガリストＮ102号
債務者　久米　弘祐
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３４９号
名古屋市瑞穂区大殿町１丁目１番地の２　プルミエ102号
債務者　伊藤　圭祐
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３７４号
名古屋市西区名西１丁目２番３号　ＶＩＬＬＡＧＥ　ＭＥＩＳＥＩ301号
債務者　安岡　　涼
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４３７号
名古屋市瑞穂区下山町１丁目36番地の６
債務者　間野　由子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５０６号
愛知県津島市宇治町字茶ノ里100番地５　Ｄ－ｒｏｏｍアドバンス202号
債務者　澤田　朱里
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５１３号
愛知県春日井市小木田町191番地　コスモハイツ川島103号
債務者　土屋　智英
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部